答 弁 第二二三号

内閣衆質一九三第二二三号

平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議院議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員仲里利信君提出教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院議員仲里利信君提出教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問に対する答弁書

一について

本法 に、 達成するのにふさわしいものであること」等の観点に照らし適切と判断されるものとされている。また、 道徳的な判断力、 二十八号)において、 科学省告示第六十号による改正後の小学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十七号)及び平 道徳科の指導については、 の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、 成二十七年文部科学省告示第六十一号による改正後の中学校学習指導要領 お尋ねの 自己を見つめ、 (平成十八年法律第百二十号)等の法令に従うとともに、児童生徒の発達の段階に即し、 「道徳教育はどのようにあるべきか」の趣旨が必ずしも明らかではないが、 心情、 物事を多面的 特別の教科である道徳 実践意欲と態度を育てる」等とされ、 問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどにより、 ・多角的に考え、 (以下「道徳科」という。)の目標については、 自己の生き方についての考えを深める学習を通して、 道徳科で使用する教材については、 道徳的諸価値についての理解を基 (平成二十年文部科学省告示第 平成二十七年文部 「ねらいを 「道徳教育

向

発達の段階に即し、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、

き合うよう指導することが重要であると考えている。

二、五、七及び八について

通知) る限り、 扱いについて」 とされており、 三十四条第二項等の規定に基づき、教科用図書以外の教材で有益適切なものは使用することができること 学校における教科用図書以外の教材の使用については、 において示した教育基本法等の趣旨に従っていること等の留意事項を踏まえた有益適切なものであ 校長や学校の設置者の責任と判断で使用できることとなっており、 文部科学省が各都道府県教育委員会等宛てに発出した「学校における補助教材の適正な取 (平成二十七年三月四日付け二十六文科初第千二百五十七号文部科学省初等中等教育局長 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第 その使用状況については、 政

状況に即して、 かについては、 も明らかではないが、教育に関する勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法等に違反するか否 お尋ねの まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な 国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な 「教育勅語の何が憲法や教育基本法に反しないとするのか」の意味するところが必ずし

府が一律に把握する仕組みとなっていない。

語を、 配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものであるが、 これが教育における唯一の根本として位置付けられていた戦前の教育において用いられていたよう 教育に関する勅

三及び四について

な形で、

教育に用いることは不適切であると考えている。

で述べたものであって、従来からの政府の見解と同じであり、 御指摘の松野文部科学大臣の答弁等については、二、五、七及び八についてでお答えしたとおりの趣旨 「国会の決議に反するもの」との御指摘は

六について

当たらないものと考えている。

びに神話的国体観に基いている事実は、 衆議院本会議の 指導原理的性格を認めないことを宣言する」と決議され、 となる。 お尋 ね よつて憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、 の趣旨が必ずしも明らかではないが、 「教育勅語等排除に関する決議」 明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもと 教育に関する勅語については、 一において、 また、 「教育勅語 同日の参議院本会議の (中略) 昭和二十三年六月十九日の の根本理念が主権 「教育勅語等の失 在君並 その

が、 間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、 性格を否定してきたのであります。このことは、 られその効力を失つている」と決議されたと承知しているところ、政府としては、森戸文部大臣 制定して、 効確認に関する決議」において、 の制定によつて、 とを高く掲げましたが、同時に、これと矛盾せる教育勅語・・・に対しましては、 同日の衆議院本会議等において、 わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人 法制上明確にされました」等と答弁しているとおりであると考えている。 「われらは、 「敗戦後の日本は、 さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、 新憲法の制定、 国民教育の指導理念として民主主義と平和主義 それに基く教育基本法並びに学校教育法 教育勅語は・・・既に廃止せ 教育上の指導原理たる 教育基本法を (当時)

九から十一までについて

政府としては、教育の場における教育に関する勅語の活用を促す考えはない。 育において用いることについては、二、五、七及び八についてでお答えしたとおりであり、いずれにせよ お尋ね の趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることが困難であるが、 教育に関する勅語を教